

第4回 飯舘村復興整備協議会特別会議 議事録

日 時 : 平成27年11月30日(月) 13時30分から14時00分
場 所 : 福島県庁本庁舎5階 正庁
復興整備事業 : 深谷地区復興村営住宅・花卉栽培施設・多目的交流整備事業
出席者 : 復興庁 福島復興局参事官 佐藤 信
農林水産省 東北農政局農村計画課 課長 清水 一教
飯舘村農業委員会 会長 菅野 宗夫
企画調整部 土地・水調整課 主幹兼副課長 永澤 英樹
企画調整部 地域政策課長 永田 嗣昭
農林水産部 農業担い手課長 大竹 浩二
土木部参事 関根 康孝
土木部都市計画課長 寺木 正宏
土木部まちづくり推進課長 諏江 勇
飯舘村 総務課長 中井田 榮
〃 総務課 主任主査兼企画係長 三瓶 真
〃 総務課企画係 主査 渡部 誉典
〃 総務課企画係 主査 高野 琢子
〃 総務課企画係 主査 齋藤 博史

○協議内容

1 開会(飯舘村総務課 渡部)

・出席者紹介

構成員である「そうま農業協同組合」、「飯舘村土地改良区」は欠席したが、書面により承認をいただいている旨を報告

・会議の公開についての報告(公開する旨を報告)

・傍聴人への注意事項

2 議事

飯舘村復興整備協議会規約第9条第1項により、飯舘村長代理人の中井田総務課長が議長となり、会議に先立ち挨拶。

(議長:飯舘村総務課長 中井田)

それでは、飯舘村の現状と課題について、飯舘村から説明願います。

(説明者:飯舘村総務課企画係長 三瓶)

それでは、飯舘村の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明。】

(議長：飯舘村総務課長 中井田)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：飯舘村総務課長 中井田)

それでは議事に入ります。

前回、協議会会議を平成27年8月13日に開催し、飯舘村復興整備計画についてお諮りしたところではありますが、本日は、その計画の変更について、お諮りします。

本日は、協議する事項は3点でございます。

1点目は、復興整備事業である「深谷地区復興村営住宅・花卉栽培施設・多目的交流広場整備事業」の実施に当たり2haを超える農地転用が必要となりますが、事業計画地は農用地区域内の農地であるため、転用許可に先立ち、農用地区域の変更する必要があることから復興特区法第48条第1項5号の規定に基づき農用地利用計画の変更についてお諮りいたします。

農用地利用計画の変更については、復興整備計画が県との共同計画であることから復興特区法第48条第2項の規定に基づき、県知事の同意を要しない事項となります。

2点目は、復興整備事業の実施に当たり、2haを超える農地転用が必要となることから復興特区法第49条第1項に基づき土地利用方針について、農林水産大臣の同意が必要となりますので、農用地利用計画の変更の協議が整った後に、同意について確認させていただきます。

3点目は、復興事業実施に当たり、都市計画法第29条第2項に基づく県知事の開発行為の許可が必要となることから協議会にお諮りいたします。

開発行為の許可は復興特区法第49条第9項及び同条第13項に基づき、開発行為が規定する基準に適合するものであることを確認しているため、本協議会で同意を得ることを要しない事項となります。

協議の進め方ですが、計画の変更全般及び農用地利用計画の変更について、村から説明させていただきます。

その後に関係者の皆様から御意見をいただきます。

関係者の御意見を伺った後に、土地利用方針について農林水産大臣の同意について、確認させ

ていただきます。

最後に開発行為の許可について、県から補足説明します。

それでは、飯舘村から復興整備計画変更（案）について説明願います。

（説明者：飯舘村総務課企画係長 三瓶）

それでは、飯舘村復興整備計画第3回変更（案）について御説明申し上げます。

【様式第2、構想図、総括図、様式第4について説明】

なお、農用地利用計画の変更について、飯舘村復興計画第5版の説明と併せ、平成26年4月から6月にかけて20行政区全てへ説明会を実施し、平成27年11月7日から平成27年11月20日にかけて公告、縦覧を実施し、住民から特に意見はなかった旨、報告します。

【引き続き 様式第8、第9について説明。】

（議長：飯舘村総務課長 中井田）

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

飯舘村農業委員会の菅野様、ご意見ございませんか。

（出席者：飯舘村農業委員会 菅野会長）

特に意見ございません。

（議長：飯舘村総務課長 中井田）

ありがとうございました。

県農業担い手課からご意見ございませんか。

（出席者：農業担い手課 大竹課長）

ただいま説明のあった農用地利用計画の変更について、異存ございません。

（議長：飯舘村総務課長 中井田）

ありがとうございました。

特にご意見等ないようでありますので、復興特区法第48条第1項第5号に規定する農用地利用計画の変更については、異議ないものとします。

次に土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、

東北農政局の清水 農村計画課長 様

土地利用方針の変更について、同意することに御異議はございませんか？

(東北農政局 清水課長)

説明のありました土地利用方針につきましては、異存ございません。

ありがとうございました。

土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

続きまして開発行為の許可について、飯舘村から説明をお願いします。

その後、県都市計画課より補足説明及び御意見があればお願いします。

(説明者：飯舘村総務課企画係長 三瓶)

【様式第10について説明】

続いて県都市計画課から補足説明があればお願いします。

(県土木部計画課 寺木課長)

都市計画法第33条の基準に適合し、第29条の開発行為の許可について、支障ありません。

(議長：飯舘村総務課長 中井田)

ありがとうございます。

以上で、議事を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

なお、本日協議しました「飯舘村復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第48条第9項、第50条第1項及び第2項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更、農地転用の許可及び都市計画法の開発許可があったものとみなされます。

計画変更については、12月1日(火)に村HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。

円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

3 閉会(飯舘村総務課 渡部)

皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして「第4回飯舘村復興整備協議会会議」を終了します。

○協議結果

深谷地区復興村営住宅・花卉栽培施設・多目的交流広場整備事業に伴う土地利用方針について、農林水産大臣の同意を得た。

計画変更については、異議ないものとし、東日本大震災復興特別区域法第 48 条第 9 項、第 50 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更、農地転用の許可及び都市計画法の開発許可があったものとみなされる。